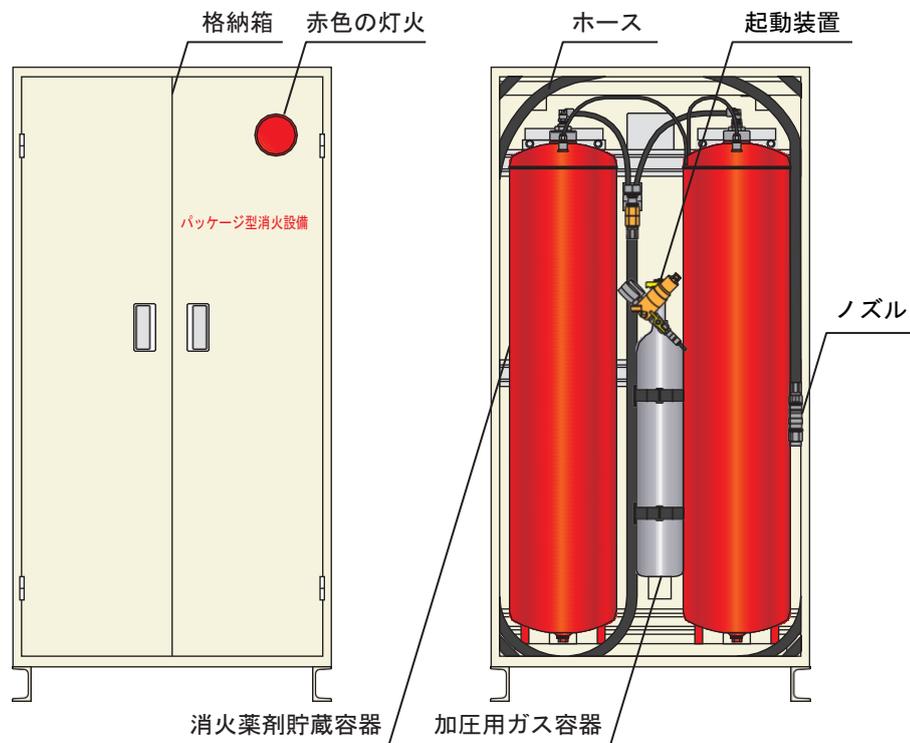


第2の2 パッケージ型消火設備

1 主な構造

人の操作によりホースを延長し、ノズルから消火薬剤（消火に供する水を含む。）を放射して消火を行う消火設備であって、ノズル、ホース、リール又はホース架、消火薬剤貯蔵容器、起動装置、加圧用ガス容器等を一の格納箱に収納したものである。（第2の2-1図参照）

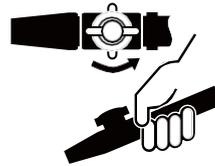
（Ⅰ型）



（取扱方法）

①加圧用ガス容器を開く。

②ノズルを持ちホースを取り出し、
ノズルのコックを全開して火元に向かって放射する。



第2の2-1図

2 用語の意義

この第2の2において用いる用語の定義は、次による。

ア 「Ⅰ型」とは、パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第12号。以下「パッケージ型消火設備告示」という。）告示第5及び第6においてⅠ型として定める性能を有するパッケージ型消火設備をいう。

イ 「Ⅱ型」とは、パッケージ型消火設備告示第5及び第6においてⅡ型として定める性能を有するパッケージ型消火設備をいう。

3 パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物の要件

パッケージ型消火設備は、令第11条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第1(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分（指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を危政令別表第4で定める数量の750倍以上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）であって、地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所で、次に掲げるものに設置することができる。（パッケージ型消火設備告示第3関係。第2の2-2図参照）

なお、「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」とは、初期消火及び避難を行う上で有効な、外気に直接開放された開口部又は随時容易に開放できる開口部を有しない場所であり、火災の際に煙の有効な排除及び安全な初期消火を行うことができる場所であって、避難時に主要な避難口を容易に見とおすことができ、又は当該開口部から避難できる場所は該当しない。

(1) 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定めるもの

ア I型 次に掲げるもの

(ア) 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が6以下であり、かつ、延べ面積が3,000㎡以下のもの

(イ) 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が3以下であり、かつ、延べ面積が2,000㎡以下のもの

イ II型 次に掲げるもの

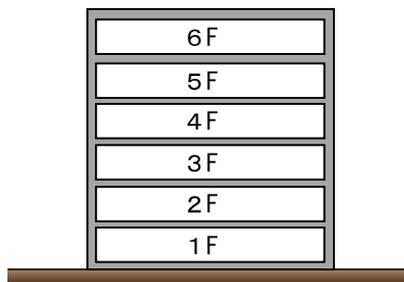
(ア) 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が4以下であり、かつ、延べ面積が1,500㎡以下のもの

(イ) 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が2以下であり、かつ、延べ面積が1,000㎡以下のもの

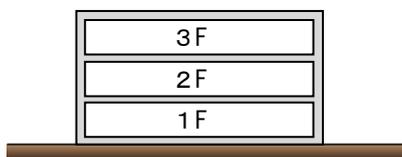
(2) 前(1)に掲げるもののほか、平成16年消防庁告示第13号（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年総務省令第92号）第2条第2項の規定に基づく技術上の基準）の規定によりパッケージ型自動消火設備を設置している防火対象物又はその部分のうち、規則第13条第3項各号に掲げる部分

I型を設置できる防火対象物

〔耐火建築物〕
地階を除く階数6以下かつ
延べ面積3,000㎡以下



〔耐火建築物以外のもの〕
地階を除く階数3以下かつ
延べ面積2,000㎡以下

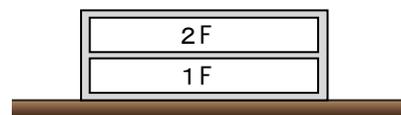


II型を設置できる防火対象物

〔耐火建築物〕
地階を除く階数4以下かつ
延べ面積1,500㎡以下



〔耐火建築物以外のもの〕
地階を除く階数2以下かつ
延べ面積1,000㎡以下



(注)地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。

第2の2-2図

ただし、次の(3)又は(4)のいずれかに該当する場合は、上記にかかわらず、令第32条の規定を適用し、パッケージ型消火設備を設置することができるものとする。▲

- (3) 地階又は無窓階を除くこととされているが、次のアからオのいずれかに該当する場合
- ア 排煙のための開口として、内部からの操作により開放できる構造である開口部の面積の合計が床面積の30分の1以上確保されている階であること。
- イ 次の(ア)及び(イ)に掲げる場所
- (ア) 使用形態が、自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室、及び通信機器室その他これらに類するものでないこと。
- (イ) 二方向避難が確保されている、主要な避難口を容易に見通すことができる等、避難経路が明確であること。
- ウ 居室等の各部分から常時出入りの用に供する廊下、通路及び屋外への出入口を容易に見通し、識別でき及び避難することができるもので、かつ、居室等の各部分からの歩行距離が、避難階にあっては20メートル以下、避難階以外の階にあっては10メートル以下である場所であること。
- エ 受水槽、ポンプ室その他これらに類する場所のみであること。
- オ 地階であるが、避難階となる防火対象物で、規則第5条の5に規定する普通階であること。
- (4) 令別表第1(14)項に掲げる防火対象物であるが、少量危険物の貯蔵又は取扱いがないこと。また、条例第4章第2節で規定する別表（指定可燃物等）に掲げる物品で、同表の数量欄に掲げる数量以上の保管がないこと。

4 機器

パッケージ型消火設備は、パッケージ型消火設備告示に適合するもの又は認定品のものとする。



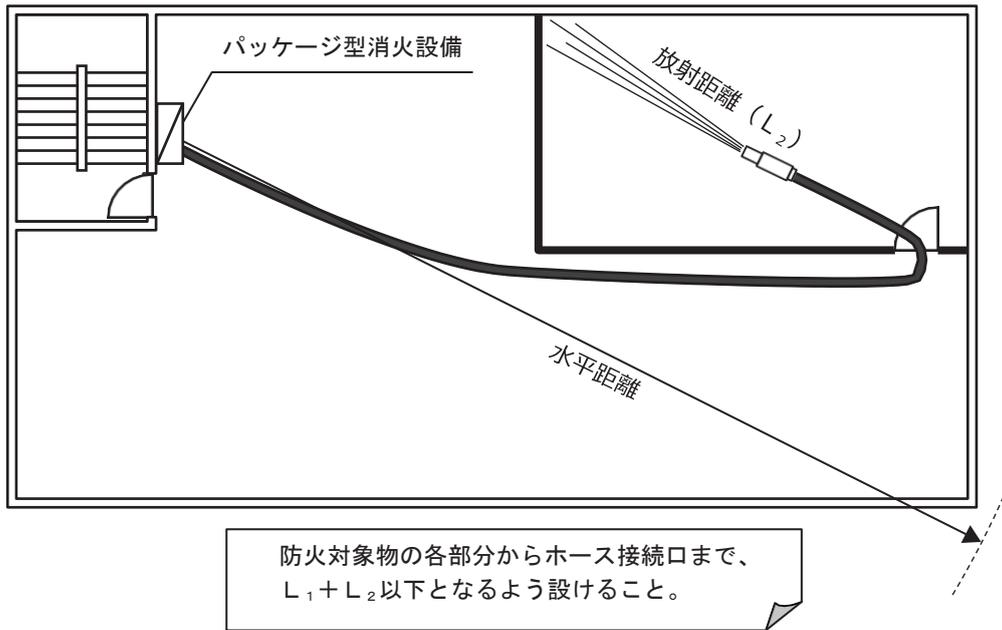
5 設置方法等

パッケージ型消火設備告示第4に規定するパッケージ型消火設備の設置は、次によること。

- (1) 防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離がⅠ型にあっては20m以下、Ⅱ型にあっては15m以下となるように設けること。（パッケージ型消火設備告示第4第1号関係）
- (2) 容易に視認できる共用部分で、かつ、最終避難が可能な避難口又は階段付近等に設けること。▲
- (3) 間仕切壁等により放射できない部分が生じないように、ホースを延長する経路、ホースの長さ及び放射距離を考慮し、有効に放射することができるよう設けること。▲（第2の2-3図参照）
- なお、この場合の放射距離は、おおむね10mとすること。ただし、機器仕様書に明示された放射距離がこれによらない場合は、当該機器仕様書に明示された放射距離とすることができる。

| 種類 | 水平距離 (m) | 防護面積 (㎡) | ホース長さ (m) | 放射距離 (m) |
|----|-------------|-------------|--------------|-------------|
| Ⅰ型 | 20m | 850㎡以下 | 25m | 10m(注) |
| Ⅱ型 | 15m | 500㎡以下 | 20m | |

(注) 機器仕様書に明示された放射距離がこれによらない場合は、当該機器仕様書に明示された放射距離



第2の2-3図

- (4) 地震動等により倒れないよう堅固に固定すること。▲
 - (5) 扉の開閉が容易で、ホースが避難の障害とならないように設けること。▲
 - (6) 円滑な操作及び点検が行えるよう、周囲に障害物がない場所で、かつ、照明装置又は明かり窓が設けられている場所に設けること。▲
 - (7) 防護する部分の面積は、Ⅰ型にあつては 850m^2 以下、Ⅱ型にあつては 500m^2 以下とすること。（パッケージ型消火設備告示第4第2号関係）
 - (8) 40°C 以下で温度変化が少ない場所に設けること。（パッケージ型消火設備告示第4第3号関係）
 - (9) 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所に設けること。（パッケージ型消火設備告示第4第4号関係）
- 6 赤色の灯火及び表示**
パッケージ型消火設備告示第4第5号に規定する赤色の灯火及び表示は、次によること。
- (1) 赤色の灯火
 - ア 消火薬剤貯蔵容器の直近の見やすい箇所に赤色の灯火を設けること。（パッケージ型消火設備告示第4第5号関係）
 - イ 赤色の灯火は、常時点灯とすること。なお、非常電源を附置することを要しない。
 - ウ 赤色の灯火は、取付け面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m 離れたところから容易に識別できるものであること。▲
 - エ 認定品のものとして赤色の灯火が含まれていないものは、第2屋内消火栓設備7(2)イ(ウ)によること。▲

- オ 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。
ただし、他の消防用設備等の電源と共用する場合で、他の消防用設備等に障害を及ぼすおそれがないときは、共用することができる。
- カ 電源の開閉器には、パッケージ型消火設備である旨を表示すること。
ただし、他の消防用設備等の電源と共用する場合で、他の消防用設備等の電源の開閉器である旨の表示がある場合は、この限りでない。

(2) 表示

- ア 消火薬剤貯蔵容器の直近の見やすい箇所にパッケージ型消火設備である旨を表示した標識を設けること。（パッケージ型消火設備告示第4第5号関係）
- イ 「パッケージ型消火設備」である旨の表示、取扱い上の注意事項、取扱方法、機器等の各種表示がなされていること。（パッケージ型消火設備告示第9関係）